

令和6年度第1回空家等対策審議会議事録（概要）

- 開催日時 令和6年5月10日（金）18:00～18:50
- 開催場所 西宮市役所本庁舎4階 A442会議室（Cisco Webex Meetingも使用した開催）
- 出席者 委員 岡会長、清水副会長、遠藤委員、才本委員、正野委員
- 当局 大西環境局長、森川環境事業部長、樋口都市総括室長、田村建築・開発指導部長
松浦すまいづくり推進課長、伯井建築指導課長、谷川環境衛生課長
大谷環境衛生課係長、小泉環境衛生課主査
- 欠席 0名
- 傍聴者 0名
- 議題 （1）（仮称）西宮市空家等緊急安全措置条例（素案）に係るパブリックコメントの結果報告について
（2）特定空家等・管理不全空家等の判定基準について

- 1 開会
- 2 出席委員数の報告
- 3 議題

（仮称）西宮市空家等緊急安全措置条例（素案）に係るパブリックコメントの結果報告について

事務局：資料に基づき説明

- ・（仮称）西宮市空家対策条例案
- ・（仮称）西宮市空家等緊急安全措置条例（素案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果
- ・パブリックコメント窓口設置書類一式

【委員からの意見等】

- ・「西宮市空き家跡地活用まちづくり推進事業」を廃止した理由は何か。パブリックコメント結果公表の際には、提出のあった意見に対する市の考え方として、廃止理由も記載するように検討していただきたい。また、制度の今後についても、あわせて記載したら市民の方に納得いただけるのではないか。

【事務局からの返答】

- ・「西宮市空き家跡地活用まちづくり推進事業」を廃止した理由は、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの7年間、問い合わせ自体もほぼなく、活用事例が全くなかったためです。廃止した理由等、記載の仕方を検討します。

特定空家等・管理不全空家等の判定基準について

事務局　：　資料に基づき説明

- ・「物的不良の程度の判定」の①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の最後尾に「近隣への危険性」という判定基準を足しました。敷地外への被害が目視確認できる又は推定できる場合で20点の加算にし、判定の合計が100点以上のものを特定空家等とし、70点以上100点未満のものを管理不全空家等とする。

【委員からの意見等】

- ・近隣への危険性に対して、立木については、「著しく保安上危険」の項目に該当したら50点であるのに対して、門、塀等については20点となっている。門、塀等についての20点の点数を上げるのはどうか。
- ・門、塀等が倒れたら命にかかわるので、判定基準（案）では「傾斜」が要件となっているが、これに加えて、例えば「高さ」も要件に加えてはどうか。
- ・判定基準案の修正が少し必要かと思うが、時間的な余裕がないので、会長と事務局との間で協議したうえで修正対応することに同意する（会長に一任することに決定）。

【事務局からの返答】

- ・委員の方々からのご意見を踏まえて、再考します。

4. 閉会

【今後の予定】

- ・6月市議会への西宮市空家等緊急安全措置条例案の上程を目指して、特定空家等・管理不全空家等の判定基準案の修正について修正を岡会長に一任いただけただけということで、岡会長と協議の上、「西宮市空家等対策実施要綱」の改正を進めていく。

(以上)